

**民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務に係る
簡易公募型プロポーザル方式手続開始の公示**

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年7月3日

広島市長 松井 一實

1 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務 |
| (2) 業務内容 | 平成30年度に策定した「広島市中央卸売市場 新中央市場建設基本計画」を踏まえ、品質管理及び衛生管理の高度化の要請等に対応できる新中央市場を、民間活力を導入して建設するための市場施設の基礎的諸元について調査・検討の上、設定する |
| (3) 履行期間 | 契約締結日～令和2年3月19日(木) |

2 参加資格（参加表明書の提出者の資格要件）

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）として必要な条件は、次のとおりです。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めます。

(1) 単体企業の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び広島市契約規則第2条各号に該当していないこと。

イ 公示日から契約までの間において、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

（ア）会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

（イ）不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

エ 他の参加表明者のうちに、資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。（詳細はプロポーザル説明書を参照）

オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

（ア）広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

（イ）法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断さ

れる者

(ウ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者

(エ) 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者

(オ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者

カ 本市の平成31・令和2年度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」で認定されていること。

キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

ク 他の参加表明者の構成員や協力事務所として今回のプロポーザルに参加していないこと。

ケ 平成16年4月1日から公示の日までに完了した設計業務であって、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修（「改修」とは、建築物の模様替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。）に係る設計業務（工事監理のみを除く。）を元請として受託した実績を有すること。ただし、当該業務の設計対象部分の延床面積が3,000㎡以上である業務の実績に限る。また、共同企業体としての実績の場合は、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）としての実績に限る。

(2) 共同企業体の参加資格

ア 構成員の全てが上記（1）のアからクを満たす者であること。

イ 構成員の数が2者となる共同企業体であること。

ウ 代表構成員は、共同企業体において中心的な役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。

エ 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。

オ 構成員のいずれかが、広島市内に本店を有していること。

カ 構成員のいずれかが、上記（1）のケを満たす者であること。

3 手続等

(1) 担当課

〒733-0832 広島市西区草津港一丁目8番1号（中央市場管理棟2階）

広島市経済観光局中央卸売市場中央市場

電話：082-279-2411 ファクシミリ：082-279-2431

電子メール：chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp

(2) プロポーザル説明書の配布方法等

ア 交付期間

令和元年7月3日(水)から令和元年7月12日(金)まで

イ 交付方法

広島市ホームページからのダウンロードを原則としますが、次のとおり配布・申込み受けをします。

(ア) 交付場所・申込先

(1)に同じ。ただし、上記交付期間の広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)に基づく市の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで

(イ) 郵送を希望する場合

返信用封筒に切手を貼付し、送付先のあて先を記入して、申し込みをしてください。お送りする資料は日本工業規格A列4用紙50枚程度(約220g)です。

(3) 受付期間

ア 参加表明書の受付期間

令和元年7月3日(水)から令和元年7月12日(金)まで

イ 技術提案書の受付期間(技術提案書の提出者(以下「技術提案者」という。)として選定された者に限る。)

令和元年7月23日(火)から令和元年8月7日(水)まで

(4) プロポーザル説明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記してください。

イ 質問の受付期間

(ア) 参加表明書に関すること

令和元年7月3日(水)から令和元年7月8日(月)まで

(イ) 技術提案書に関すること

令和元年7月3日(水)から令和元年7月12日(金)まで

なお、どちらに該当するか不明瞭な場合は、(ア)の期間に提出してください。

(郵送の場合は、それぞれの提出期限までに必着のこと。)

ウ 参加表明書に関する回答は、順次、市ホームページに掲載します。

エ 技術提案書に関する回答は、令和元年7月23日(火)以降に書面により技術提案者に直接回答します。

4 その他

詳細は、民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務に係る簡易公募型プロポーザル説明書のとおりです。